第四十九条第二項の表第五十四条第一項において準用する第六条の項を次のように改める。

第五十四条第一項において準用する第六条	第三条及び第四条	第四条
	掲示して	掲示し、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により

附　則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣官房令

○内閣官房令第七号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和五年十月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］
十一　デジタル行財政改革会議に関する事務を掌理するもの	十一　デジタル行財政改革の準備に関する事務を掌理するもの
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第四号

復興庁の所管に属する不動産登記嘱託職員を指定する庁令を次のように定める。

令和五年十月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

復興庁の所管に属する不動産登記嘱託職員を指定する庁令

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、復興庁の所管に属する不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。

統括官

会計に関する事務を担当する参事官

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

省令

○厚生労働省令第百二十九号

国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和五年政令第三百号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月六日

厚生労働大臣　武見　敬三

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自動公衆送信による公告の方法）	（新設）
第四条の二　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号。以下「令」という。）第八条の規定による自動公衆送信による公告は、基金のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	
（信託の契約）	（信託の契約）
第二十五条　令第十八条第一項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	**第二十五条**　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号。以下「令」という。）第十八条第一項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
一～三　（略）	一～三　（略）